

○須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則

昭和49年 9 月30日規則第17号

改正

昭和60年 6 月29日規則第18号

昭和61年 3 月28日規則第 5 号

昭和61年 6 月30日規則第10号

平成元年 8 月 3 日規則第12号

平成 3 年 3 月29日規則第11号

平成 3 年 6 月10日規則第15号

平成 5 年 7 月 6 日規則第14号

平成 6 年11月15日規則第22号

平成 8 年 3 月27日規則第 5 号

平成 9 年 1 月30日規則第 1 号

平成 9 年 9 月17日規則第16号

平成10年10月 7 日規則第21号

平成12年 3 月31日規則第27号

平成13年 4 月13日規則第20号

平成14年 7 月31日規則第28号

平成14年11月11日規則第32号

平成18年 3 月31日規則第15号

平成18年12月28日規則第54号

平成20年 3 月31日規則第12号

平成21年 3 月31日規則第 5 号

平成21年 9 月25日規則第18号

平成23年 6 月 1 日規則第 9 号

平成25年 3 月25日規則第15号

平成27年12月22日規則第39号

須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例（昭和49年須賀川市条

例第33号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(受給者証の交付申請)

第2条 条例第3条に規定する重度心身障がい者医療費（以下「医療費」という。）の給付を受けようとする者は、あらかじめ重度心身障がい者医療費受給者証交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、本人に代わってその保護者が申請することができる。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証

(2) その他市長が必要と認める書類

(受給者証の交付)

第3条 市長は、前条に規定する申請に基づいて医療費の給付を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に重度心身障がい者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項の受給者証の交付日は、市長が交付決定をした日の属する月の翌月の初日（交付決定をした日が月の初日であるときは、その日）とする。

(受給者証の確認)

第4条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年1回市長の定める期間内に受給者証に第2条第2項各号に掲げる書類を添え、これを市長に提出して引き続き医療費の給付を受けることができる者であることの確認を受けなければならない。

(受給者証の再交付)

第5条 受給者は、受給者証を破損し、又は失ったときは、重度心身障がい者医療費受給者証再交付申請書（第3号様式）を市長に提出して再交付を申請することができる。

2 受給者証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

(変更の届出)

第6条 受給者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに重度心身障がい者医療費受給者証変更届書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名を変更したとき。

(2) 市の区域内で住所を変更したとき。

(3) 保険に関する事項に変更があったとき。

2 前項の届書には、受給者証を添えなければならない。

(受給者証の返還)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに重度心身障がい者受給者証返還届書（以下「返還届書」という。）（第5号様式）に受給者証を添えて届け出なければならない。

(1) 条例第2条第1項に規定する重度心身障害者でなくなったとき。

(2) 条例第4条第1項に該当するに至ったとき。

(3) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。ただし、条例第3条ただし書に規定する場合はこの限りでない。

2 前項の届出は、受給者の親族等が代わってすることをさまたげない。

3 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が速やかに第1項の返還届書に受給者証を添えて届け出なければならない。

(医療費給付の申請)

第8条 条例第3条の規定による医療費の給付を受けようとする者は、重度心身障がい者医療費給付申請書（第6号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一部負担金又は費用徴収金)

第9条 条例第2条第4項第1号に規定する額は、別表第2に定める額とする。ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（条例第2条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する者を除く。）にあつては、別表第3に掲げる疾患による入院にかかる費用を除く。

(高額療養費等支給に係る給付)

第10条 条例第2条第4項第2号に規定する額は、次の算式により算定した額とする。

(給付限度額)

第11条 条例第4条第2項ただし書に規定する規則で定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条に定める高額療養費算定基準額とする。

(給付の決定)

第12条 市長は、第8条の規定により提出された申請書を審査し、医療費を給付すべきものと認めたときは、給付を決定し、重度心身障がい者医療費給付決定通知書（第7号様式）を申請者に交付するものとする。

(口頭による申請等)

第13条 市長は、この規則に規定する申請書、届書等を作成することができない特別の事情がある

と認めるときは、必要な措置をとることによって申請者又は届出人の口頭による申請又は届出をもって当該申請書又は届書の受理にかえることができる。

(処分の通知)

第14条 市長は、医療費の給付に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者又は届出人に通知しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか医療費の給付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年6月29日規則第18号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。ただし、須賀川市重度心身障害者医療費の給付に関する条例施行規則第9条の規定は、昭和60年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則 (昭和61年3月28日規則第5号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年6月30日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年5月1日以後の医療行為に係る重度心身障害者医療費の給付から適用する。

附 則 (平成元年8月3日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年6月1日から適用する。

附 則 (平成3年3月29日規則第11号)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成された用紙は、当分の間、この規則の相当規則により定められた用紙とみなす。

附 則 (平成3年6月10日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年5月1日から適用する。

附 則 (平成5年7月6日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年5月1日から適用する。

附 則 (平成6年11月15日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 27 日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成 9 年 1 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 9 月 17 日規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 10 月 7 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 4 月 13 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 7 月 31 日規則第 28 号）

この規則は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 11 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の須賀川市重度心身障害者医療費の給付に関する条例施行規則の規定は、平成 14 年 10 月 1 日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 15 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の須賀川市重度心身障害者医療費の給付に関する条例施行規則第 10 条及び別表第 2 の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以降の診療分から適用する。

附 則（平成 18 年 12 月 28 日規則第 54 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成された用紙は、当分の間、この規則の相

当規則により定められた用紙とみなす。

附 則（平成21年 3 月31日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成された用紙は、当分の間、この規則の相当規定により定められた用紙とみなす。

附 則（平成21年 9 月25日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年 6 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日規則第15号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月22日規則第39号）

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

区分		提出（提示）書類
1 一部負担金が高額療養費に該当する場合	(1) 国民健康保険法適用者	高額療養費支給に関する確認書 (第 6 号様式)
	(2) (1) 以外の医療保険各法適用者	高額療養費支給決定通知書（又は高額療養費・高額医療費の積算基礎を明らかにした書類）
2 一部負担金が高額療養費に該当しない場合		高額療養費支給に関する申立書 (第 6 号様式)
3 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が、入院にかかる費用の給付申請をする場合		重度精神障がい者の入院治療に係る保険診療証明書（第 6 号様式）

	式の 2)
--	-------

別表第 2 (第 9 条関係)

区分	対象医療費
医療保険各法	外来医療費 法に定める一部負担金の額 入院医療費 法に定める一部負担金の額 外来の際の薬剤に係る一部負担金 法に定める一部負担金の額 訪問看護 法に定める一部負担金の額
その他医療に関する法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条による自立支援医療の算定に係る負担額 その他公費負担医療に係る費用徴収金又は一部負担金の額

別表第 3 (第 9 条関係)

	疾患名
統合失調症	統合失調症
躁うつ病	躁うつ病、躁病、うつ病等
脳器質性精神障害	老年性認知症、脳血管性認知症、器質性精神病等
中毒性精神障害	アルコール依存症、覚醒剤中毒等
その他の精神病	非定型、心因性、分裂感情病等
精神遅滞（知的障害）	精神発達遅滞等
精神病質	人格障害等
てんかん	てんかん、症候性てんかん等
その他の精神疾患	心因反応、注意欠陥多動障害、食行動異常症（神経性食思不振症、神経性過食症）、精神神経症等
発達障害	自閉症等

